



薬食発第 0330022 号
平成 19 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



医薬食品局の保有する情報の公開に係る事務処理の手引について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく開示請求については、平成 13 年 3 月 27 日医薬発第 245 号「医薬局の保有する情報の公開に係る開示・不開示基準」（以下、「旧通知」という。）に基づき、医薬食品局（食品安全部を除く。以下同じ。）として円滑かつ適正に対応してきたところである。

今般、旧通知が施行されてから数年が経過したこと及びその間、改正薬事法の施行等に伴い、新たな行政文書等が生じてきていること等を踏まえ、別添のとおり「医薬食品局の保有する情報の公開に係る事務処理の手引」として定めたので、御了知いただくとともに、関係者に対して周知徹底を図られるようお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止する。

また、主な改訂事項は下記のとおりである。

記

1. 不開示部分の変更（内閣府個人情報・情報公開審査会答申等による方針変更を含む。）
2. 薬事法改正等の制度改正に伴うもの
 - （1）名称変更等
 - （2）旧基準に明記されていない行政文書であって新たに明記することが必要と考えられる行政文書とその開示・不開示の取扱いの追加